

# 「命題補充の連体修飾構造」について

大 島 資 生

## 1. はじめに

日本語の連体修飾構造は、大きく「内の関係」と「外の関係」に分類される（寺村（1975）～（1978））。「外の関係」の連体修飾構造の中でも、次のようなものは「同格連体名詞連体修飾」（奥津（1974）による用語。寺村（1977）の用語では「内容補充」の関係にあるもの）と呼ばれる。

(1) a. その男が幼い女の子を誘拐した事実が明らかになった。

b. 太郎には座を盛り上げる才能がある。

ここでは、このような構造における修飾節と被修飾名詞（以下「主名詞」と呼ぶ）の間の意味的關係について、従来とは若干異なった視点から考察したい。

## 2. 従来 of 考察

日本語の連体修飾構造に関する従来 of 研究を概観してみると、ここで扱おうとしている(1)のような構造における修飾節と主名詞の意味的關係については、「同格」である」（奥津（1974）の「同格連体名詞」）、あるいは「修飾節が主名詞の「内容（補充）」を表す」（寺村（1977）の「内容補充」、たかはし（1979）の「内容づけのかかわり」といった説明がなされている。これらの議論は、直観的には説得的である。しかし、総じて「同格」「内容」といった概念がどのように規定されているのか明確でない。そのため、修飾節と主名詞との間の意味的關係がどのようなものであるか、形式化などを含めた厳密な検討がなされていない、という印象がある。また、次のような問題がある。奥津（1974）の記述を見てみよう。

「すべての名詞は同一名詞連体修飾が可能であり、逆に言えば同一名詞連体修飾の可能な要素が名詞なのである。次にその名詞の中で付加連体修飾のできるものと、できないものとが区別される。」（奥津（1974）P.183）

このような指摘は繰り返しなされているが、名詞自体の意味的特徴に注目した考察、つまり、「なぜ、ある種の名詞について、そしてその種の名詞に限って『同格連体修飾』あるいは『内容補充』の修飾といわれる修飾関係をかたちづることができるのか」という観点からの考察は行われていないようである。そこでここでは、主名詞の意味的特徴、もしくはどのような意味的情報をもっているかという点に注目して検討した

い。

### 3. 考察対象について

本稿での考察対象は、原則として「修飾節内部に底の名詞と同じものを復元できないパタン」(寺村(1975)～(1978)のいう「外の関係」の連体修飾節)であり、かつ修飾節と主名詞の間に「という」が介在可能であるものとする。

#### (2)a. こしかける椅子

cf.\*こしかけるという椅子(「いう」が発言・発話を表さないものとする)

b. 先生が来る前(に教室に入っていないなければならない)

cf.\*先生が来るという前

c. 太郎が麻薬密売人と接触した(という)事実

d. 俺はもう駄目だということば

cf.\*俺はもう駄目だ $\phi$ ことば

上の制限により、a. のような「内の関係」の連体節や、「外の関係」の連体節でも b. のようなもの(奥津(1974)のいう「相対名詞」による連体修飾構造)は考察対象から除かれる。ここでは、「という」の介在が任意であるもの(上のc.)、必須であるもの(d.)の両方を考察対象とする。

### 4. テスト・ケース

いわゆる「同格連体名詞」は非常に種類が多く、ここで網羅的に扱うことはできない。そこで、以下では3.の基準に合う名詞の中から典型的と思われるいくつかの名詞を例にとって考察することにする。

#### 4.1. 「事実」

まず「事実」という名詞をとって考えてみよう。

(3)a. 公金が闘争資金に流用された(という)事実が暴露された。

b. 黒人が非常に貧しい(という)事実を認識すべきだ。(奥津(1974)の例文)

c. 新生交易のデジタルメモリーについては、六十一年秋にパリ送り(注: コムの承認申請)をしたが、不許可になっている事実がある、という。

(朝日新聞'88 4/5 夕刊)

d. 29日、ホワイトハウスの記者会見で、米政府がマルコス前フィリピン大統領の出国を阻止した事実を明らかにしたスピークス副報道官は、イメルダ

夫人がホノルルの軍装品店で2000ドルもの迷彩服や軍服を買い込んでいたことを、こう言ってちゃかした。(朝日新聞'87 2/1)

ここで、「事実」のとり修飾節の統語的・意味的特徴についてみていきたい。第一に、上の例からもわかるように、「事実」のとり修飾節には主語が入れる(この点、次項で観察する「才能」などの場合と対照的である)。主語が入れるか否かといった、修飾節の形態上の特徴は、主名詞によって一かなりの程度一決まっている。つまり名詞の持つ情報、すなわち、名詞の意味的特徴によって制約されていると考えられるのである。そこで、修飾節の統語的・意味的な特徴を観察することによって、このような名詞の意味的特徴を推測できるだろうと考えられる。主語以外の特徴を考えると、まず、修飾節に終助詞・ていねい体の「ます」などがあると不適格になることが挙げられる。

(4) a. \*黒人が非常に貧しいよという事実を認識すべきだ。

b. \*米政府が前大統領の出国を阻止しましたという事実を報道官は明らかにした<sup><注1></sup>。

修飾節の述語は「～だろう」や意志形といった形をとることもできない<sup><注2></sup>。

(5) a. \*おそらく太郎が麻薬密売人と接触しただろうという事実

b. \*太郎は自分が麻薬密売人と接触しようという事実を明らかにした。

だが、夕形の述語は「事実」の修飾節に入りうる。

(6) 太郎が麻薬密売人と接触した(という)事実が確認された。

他方、述語形式以外の統語的特徴についてしてみると、「事実」のとり修飾節には、時・場所を表す語句は入れる。

(7) 太郎が一年前この店で麻薬密売人と接触した事実が明らかになった。

いわゆる評価の副詞も入れるようである。

(8) 太郎が幸いにして一命をとりとめた事実が明らかになった。

(8)は次のように「という」が介在した方が適格度が高くなるかもしれない。

(9) 太郎が幸いにして一命をとりとめたという事実が明らかになった。

逆接を表す「～ながら」、理由の「～ので」などは入れる。

(10) a. 大臣が不正に株を購入しながら、それをひた隠しにしていた事実が明らかになった。

b. 犯人は、少女が言うことを聞かないので首を絞めたという事実を認めた。

ところで、南(1974)では、従属節に関して、述語形式や述語以外の要素といった形態的特徴からA～D類の四つに分類している。上の観察をこの四分類にあてはめてみ

ると、「事実」のとり修飾節はB類に近いものといえよう（完全にB類だと言い切れないのは、述語が丁寧体をとれないことなどによる）。このように、「事実」がとれる修飾節は、主語や時・場所を表す要素は含むが、終助詞、ていねい体の形式、「だろう」などのモダリティ要素は含まない節（これを「中立命題」と呼ぶ）である。

次に、[修飾節+主名詞]という構造全体の解釈について考えてみる。

(11) 官房長官が若い女性と付き合っていた事実がある。

ここでは、「(～に)～がある」構文（存在文）を用いる。この文型は、主名詞によって表される事態の存在のみを表しており、主文の部分の情報量が比較的少ないと考えられる。そこで、それぞれの主名詞の意味特徴を観察する際に有用であると期待される。

さて、上の例であれば、「「官房長官が若い女性と付き合っていた」が真である」ということを読み取ることができる。つまり、修飾節の表す事態に、下線を施した部分（「が真である」）の情報が付加されていると考えられる。したがって、このような連体修飾構造において、主名詞の意味的な役割は、修飾節の表す事態をどのように位置づけるか—その事態に対してどのような情報を付加するか—を示すことだといえよう。このことの傍証として、次のような現象が挙げられるかもしれない。まず、次のような例でも、「事実」のとり修飾節の表す事態は真であると解釈される。

(12) 黒人が非常に貧しい（という）事実を検討しよう。\*しかし、黒人は貧しくないのだ。

また、次のような例は不適格になる。

(13)\*太郎が麻薬密売人と接触したという事実は偽りだ。

ちなみに、修飾節の形態に対する制約とのかかわりから考えると、修飾節について、「真である」かどうか判定可能でなければならないという意味的な制約から、モダリティ要素などを含まない中立命題に制限されるという、先に見たような統語的な制約が生ずると考えるべきなのかもしれない。

以上のように、「事実」のとり修飾節には、統語的・意味的な特徴があり、「修飾節+主名詞」の構造全体で、修飾節の表す情報に何らかの情報が付加されたものを表している。これらは、「事実」という名詞の使用に伴って必ず発動される意味的な制約によるものと考えられる。この制約を次のようにまとめる（以下、「派生命題形式」—「命題形式」と略す—と呼ぶ。以下、命題形式には< >を施して示す）。

(14)<ある中立命題が真である>

すなわち「命題形式」というのは、さらに大きな命題を形成するためのわく組みであ

り、ある「あきま」（「事実」の場合は「中立命題」。以下「スロット」と呼ぶ）をもっている。このスロットに修飾節の表す内容がはめ込まれる。たとえば次のようになる。

(15) 黒人が非常に貧しい（という）事実

<ある中立命題が真である>

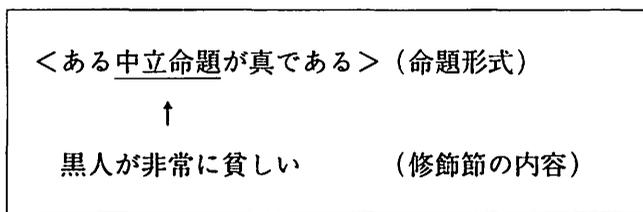
↑

黒人が非常に貧しい

したがって、スロットに対する制約（「事実」においては「中立命題」でなければならないということ）が、修飾節の形態を規定することになる。このように考えた場合、奥津（1974）の「同格」という術語を使っていうならば、修飾節と「同格」であるのは、主名詞ではなく、命題形式の中の「中立命題」である、ということになるだろう。

そして、「修飾節＋名詞」全体として、次のように、さらに大きな命題—以下、「派生命題」と呼ぶ—をかたちづくる（もちろん、言語表現としてそのような命題が顕在化するわけではない）。

(16)



↓

[黒人が非常に貧しい]（こと）が真である（派生命題）

すなわち、ここで扱っている構造の修飾節は、派生命題を作るもととなる命題を補充しているのである。そこで、ここで扱うタイプの連体修飾構造を「命題補充の連体修飾構造」と呼ぶことにする。ここでいう「命題形式」は結局、①修飾節の形態・意味に対する制約を加える、②「派生命題」を形成する、という二つの役割を合わせ持っている、ということになる。

「事実」の取る修飾節の内容が真である、といった上で見たような付加的な情報はこのような派生命題の生成によって得られると考えられる。

ところで、「事実」という名詞が「<ある中立命題が真である>といった命題形式をもっていることの証拠として、次のようなことが挙げられるかもしれない。すなわ

ち、「事実」は、「～事実だ」の構文を作ることができる。

(17) 太郎が麻薬密売人と接触したのは事実だ。

英語ならば、“It is true that…”のような構文で表現するところであろう。つまり、この文の「事実」は、「だ」によって述語化し、「太郎が麻薬密売人と接触した」という事態について（特に、その確からしさについて）属性規定する構文をかたちづくっているのである（英語では形容詞の“true”が用いられることに注意）。これは、「事実」自体がある中立命題についての真偽判断を表す述語に近い機能を持つ、つまり上のような命題形式を持っている、と考えれば説明できるであろう。

上で示したようにしてかたちづくられた派生命題は、連体修飾構造を含む文全体が解釈される際の材料となる。なお、文全体の解釈にあたって、命題形式をもとに作られた派生命題は主文要素によってさらに手を加えられる。たとえば、「ない」などの否定を表す語句が主文に現れると、修飾節の表す事柄が真ではないと解釈される場合がある。

(18) a. 太郎が麻薬密売人と接触した（という）事実はない。

b. 小納言と彼女〔紫式部〕が違った事実は、未だ発見されない。（寺村（1977）の例文）

#### 4.2. 「才能」

次に「才能」という名詞を例にとって考える。まず、「才能」の現れる例文を挙げよう。

(19) a. ほくには、うまく料理を作る才能がない。

b. 自民党議員には、ずばり簡潔に事態を表現する才能にたけた人がいて…  
（後略）…（朝日新聞'87 1/7）

ここで、「才能」のとり修飾節についても、「事実」と同様に統語的・意味的特徴を検討してみよう。まず、次の例のとおり「才能」のとり修飾節には主語が入れない（寺村（1977）のいう「帰属性」の名詞）。

(20) a. ??太郎は次郎が人を笑わせる才能に驚いた。

b. ??太郎が人を笑わせる才能は優れている。

評価の副詞類も入りにくいようだ。

(21) 太郎には幸いにして料理を作る才能がある。

(21)のかかり・うけ関係は次のようになると考えられる。

(22) a. \*太郎には〔幸いにして料理を作る〕才能がある。

b. 太郎には幸いにして [料理を作る] 才能がある。

逆接の「～ながら」、理由の「～ので」も入りにくい。

(23) a. ?? 太郎には、非常に苦勞しながら料理を作る才能がある。

b. ?? 太郎には、外食が嫌いなので料理を作る才能がある。

また、修飾節の述語は、過去形にできない。

(24) 太郎には料理を作った才能がある。

「料理を作った、それほどの才能」という読みならば可能だが、これは、内の関係に近いものであろう。さらに修飾節の述語は丁寧形にもしにくい。

(25) ?? 太郎には料理を作ります才能があります。

以上のことから、「才能」の修飾節は南 (1974) の四段階に当てはめると A 類の従属句に相当すると考えられる<sup><注3></sup>。

次に、[修飾節+主名詞] の構造全体の解釈について考える。「事実」と同様、存在文を用いることにする。「彼女はうまく料理を作る才能がある」という文からは「彼女」が「うまく料理を作ることができる」という解釈が、「僕には、うまく料理を作る才能がない」という文からは、「僕」が「うまく料理を作ることができない」という解釈が可能である。このように、「才能」という語の使用に伴って、必ず「可能か否か」ということ (下線部参照) が含意されるのである。このことは、次のようなやり取りからもうかがわれる。

(26) A: 太郎の料理を作る才能はたいしたものだよ。

B: へえ、彼、料理が作れるのか。

A の発話には、「太郎に何ができるか」についての情報が顕在化していない。しかし、A の発話をきいた B は、「太郎に料理ができる」ことを把握するのである。

なお、「才能」のとり修飾節の述語はコントロール可能なものに限られる。

(27) 彼女は美しい (\*という) 才能がある。

上の例は、「その才能は美しい」からできた内の関係の連体修飾構造としては可能である。しかし、外の関係の構造としては不適である («という」が介在できない)。次の例も同様である。

(28) 彼には驚く (\*という) 才能がある。

「(皆が) 驚く (ような) 才能」のように考えればやや不自然ながら可能な文となるが、その場合は内の関係の連体修飾構造である (この場合も「という」が介在できない)。

以上のことから「才能」の命題形式としては次のようなものが考えられる。

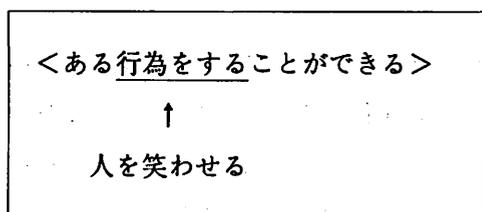
(29) <ある行為をすることができる>

なお、「才能」が修飾節としてとることのできる節は上で見たようにA類の従属節に近いものである。そこで、「命題形式」のスロットは「行為」とした。「行為」は次のように規定しておく。

述語（コントロール可能）と、述語の要求する主語以外の補語の複合体ところで、「才能」の場合、修飾節は、「事実」の場合と異なり、主語を含むことができない。つまり、完全な形の命題ではないのである。このような形式の連体修飾構造までを「命題補充」として一括してしまうのは、問題があるかもしれないが、構造としての類似から、「事実」などと同様に扱うことにする。

「修飾節+名詞」から派生命題がかたちづくられるプロセスの例を示しておく。

(30) 人を笑わせる才能



修飾節中に可能形式が現れない場合にも「可能」の意味を含む解釈が得られるのは、このような命題形式をもとにする派生命題によるのだ、と考えられる。

なお、修飾節の述語が可能形式を伴っている例もある。

(31) a. うまく料理を作れる才能

b. 簡潔に事態を表現できる才能

c. 「私たちはいいペアだわ」

「ラヴ・ストーリーのはじまりだった？」

「もうはじまってるかもしれないのに」

軽い冗談のように、涼しい笑顔で江美子は言った。どんな状況でどのような言葉を用いても、あるときふっと軽くその言葉ぜんたいを浮きあがらせることのできる才能が、江美子にはある。(片岡義男「ほぼ完璧な情事」「私は彼の私」角川文庫 PP.42~43)

これらは次のような、可能形式を持たない形と知的意味が変わらない。

(32) a. うまく料理を作る才能

- b. 簡潔に事態を表現する才能
- c. 言葉ぜんたいを浮きあがらせる才能

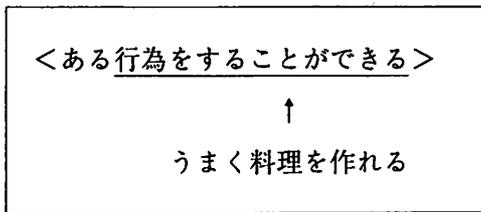
ちなみに、[可能形式+「という」+「才能」] パタンも可能である。

- (33) 「アステイオン」の「このごろみやこにはやるもの」で詩人清水哲男氏の鋭い感性は、手帳ファイロファックスの流行と新歌人俵万智の登場の中に「この世の中に生起するどんなことであろうとも、ある一定の規格のなかにはめこんでしまえるという才能と自信」という共通項を見いだす。

(朝日新聞'87 8/23)

このような場合、修飾節は命題形式中の可能を表す部分にまで対応するのだと考えることができよう<sup><注4></sup> (つまり、スロットが「行為」だけでなく、「行為+可能形式」の部分まで拡大されるのである)。

(34)



↓

うまく料理を作れる

#### 4.3. 「考え」

次に「考え」という名詞を考えてみよう。

- (35) a. 米側は八日にガット提訴を中止する考えはない… (後略) …

(毎日新聞'89 4/1)

b. おそらく太郎はこんな馬鹿げたことをしないだろうという考えが浮かんだ。「考え」には修飾節に主語が入れるものと入れないものがある。次のような文では修飾節に主語を入れることができない。

- (36) a. 私にはこの土地を手放す考えはない。

b. \*太郎がこの土地を手放す考えは私にはない。

このような、修飾節に主語が入れないものを「考え<sub>1</sub>」とする。さらに、次のような例も観察されたい。

(37) a. \*その土地を手放した考え (過去形 out)

b. \*その土地を手放します考え (丁寧形 out)

修飾節に主語が入れないことと合わせると、「考え<sub>1</sub>」のとり修飾節は、「才能」などと同様、南 (1974) の A 類の従属句に当たると考えられる。

ところで、「考え<sub>1</sub>」は、「～考えだ」の形式でしばしば用いられる。これは、「～つもり」と同様の内容を表している。

(38) 太郎はこの土地を手放す考えだ。

≒太郎はこの土地を手放すつもりだ。

また、修飾節に「～したい」形をとるものもある。

(39) … (前略) … 日本政府も (大連港湾大改造事業を) 内需不足に悩む日本企業へのカンフル剤に活用したい考えだ。(朝日新聞'87 1/1)

以上のようなことから、「考え<sub>1</sub>」の命題形式は次のようなものであると考えられる。

(40) <ある行為をしよう、またはしたいと思う>

他方、次のようにすれば主語が入ることができ、適格となる。

(41) 太郎が (きっと) この土地を手放すという考えにもとづいて私は計画を立てた。

この場合、「という」が必須となる。

(42) \*太郎が (きっと) この土地を手放す  $\phi$  考えにもとづいて私は計画を立てた。

このような、修飾節に主語が入れるものを「考え<sub>2</sub>」とする。

「考え<sub>2</sub>」は、上でみたように修飾節に主語が入れる。また、次の例のように、「～かもしれない」「～だろう」などのモダリティ形式も入れる。

(43) a. あの代議士は次期選挙では勝ち目がないかもしれないという考えも周囲にはある。

b. あの代議士は次期選挙では勝ち目がないだろうという考えも周囲にはある。

ただし、命令形はとれない。

(44) \*党内には、その代議士に対して、早く出馬表明をしろという考えがある。

cf. 党内には、その代議士に対して、早く出馬表明をしてほしいという考えがある。

「考え<sub>2</sub>」の修飾節が他者に対する働き掛け—「外的」行為—までを含むことができないのは、「考え」というものが基本的に思考主体が「思う」という「内的」行為の内容であるためであると考えられる。このように、修飾節の述語が命令形を取れないこと、他方主語や「おそらく」などの副詞<sup><注5></sup>は入れることから、「考え<sub>2</sub>」の修飾

節は南（1974）のいうC類の従属句に当たると考えられる。

「考え<sub>2</sub>」の命題形式は次のようになると考えられる。

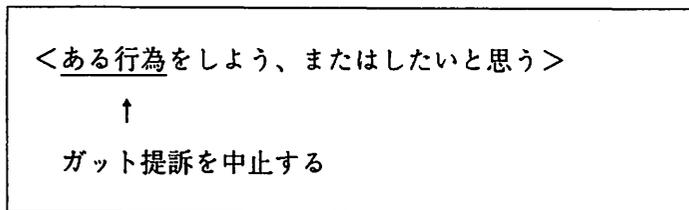
(45) <ある想念を心中に抱く>

スロットの「想念」は次のように規定しておく。

中立命題とモダリティ成分（働き掛けを表すもの以外）の複合体によって表現される、思考の状況

「考え<sub>1</sub>」「考え<sub>2</sub>」の修飾節から派生命題が生成される過程を示しておく。

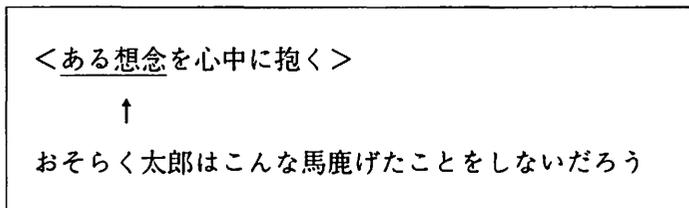
(46) 「考え<sub>1</sub>」



↓

[ガット提訴を中止] しよう、またはしたいと思う

(47) 「考え<sub>2</sub>」



↓

[おそらく太郎はこんな馬鹿げたことをしないでだろう] を心中に抱く

#### 4.4. 「命令」

最後に修飾節の述語の形式に独自の制約があるものとして、「命令」という名詞を取り上げる。

(48) a. 引き返せという命令に逆らった。

b. \*引き返せ命令に逆らった。

c. ??引き返す命令に逆らった。

d. ??引き返すという命令に逆らった。

(49) a. ソ連軍にアフガニスタンから撤退せよという命令が下った。

- b. \*ソ連軍にアフガニスタンから撤退せよ命令が下った。
- c. ?? ソ連軍にアフガニスタンから撤退する命令が下った。
- d. ?? ソ連軍にアフガニスタンから撤退するという命令が下った。

それぞれの b. 文では、命令形が直接に名詞を修飾する形となっている。命令形は引用の「と」で導かれる場合は別として、文末にしか現われず、名詞にかかっていることができないためにこれらは不適格となる。しかし、修飾節の述語を非命令形にしても c. 文のように不適格になる。d. 文に示したように、「命令」のとり修飾節には、述語が命令形を取っていないなければならないという制約がある。つまり、「命令」のとり修飾節では、述語が命令形をとり、かつ、「命令」と修飾節の間に必ず「という」が介在しなければならない。「命令」のとり修飾節についても、例によって、南 (1974) の四分類を当てはめてみよう。上の例の示すとおり、「命令」のとり修飾節の述語は必ず命令形を取っていないなければならない。従属句の中で、述語形が命令形をとるものは、D 類にあたると考えられる。このことは、修飾節に呼び掛け、間投詞などはいりうることから裏付けられる。

(50) a. さあ、もっと働けという命令

b. おい、早く逃げろという命令

ここでもう一度、先に挙げた例を考えよう。

(51) ソ連軍にアフガニスタンから撤退せよという命令が下った。

この文を解釈する際に、「(誰かが) ソ連軍にアフガニスタンから撤退せよと伝えた」という情報が得られる。次のようなやり取りも考えてみよう。

(52) A: 撤退せよという命令、聞いたか。

B a: 誰が撤退しろなんて言ったんだろう。

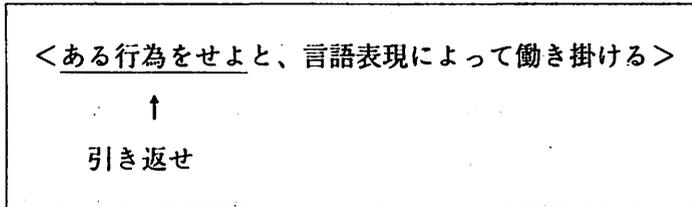
b: 誰も撤退しろなんて言ってないよ。

B の発話に現われているように、「(誰かが) 撤退しろと言う」ということが A の発話の解釈の結果読み取られていると考えられる。

以上のことから、命題形式としては次のようなものが考えられる。

(53) <ある行為をせよと、言語表現によって働き掛ける>

命題形式から派生命題が生成される過程は次のようになる。



引き返せと、言語表現によって働き掛ける

命題形式内のスロットの部分が、単なる「行為」ではなく、「～せよ」という形の命令形となっているために、修飾節も命令形の述語を取らなければならなくなると思われる。

ところで、「命令が下りる（≡命令される）」「命令を下す（≡命令する）」などの連語は、村木（1980）のいう「機能動詞結合」にあたるものと考えられる。村木（1980）によれば、「機能動詞」とは次のようなものである（P.18）。

実質的意味を名詞にあずけて、みずからは文法的な機能をはたしている動詞そして、「機能動詞をふくむ、ひとまとまりの連語」を機能動詞結合と呼んでいる。機能動詞結合をかたちづくるような名詞は、「実質的意味」をもつものということになるが、ここでいう「実質的意味」とは、動詞としての「実質的意味」ということであり、簡単に言えば述語性ということではないだろうか。「命令」という名詞がこのような機能動詞結合をかたちづくることも、「<ある行為をせよと、言語表現によって働き掛ける>」といった、述語を含んだ形の命題形式をもつと考えることを支持するのではないだろうか<sup><注6></sup>。

## 5. おわりに一南（1974）の四段階とのかかわりー

以上、従来「同格連体名詞」を中心とする連体修飾、あるいは「内容補充」の関係の連体修飾と呼ばれている構造について、新たに「命題補充の連体修飾構造」と呼ぶことを提案し、主名詞のもつ命題形式に注目して考察してみた。考察の結果を簡単にまとめると、次のようになる。

- ①「命題補充の連体節」をとることのできる名詞は、命題形式をもち、その命題形式中のスロット（「中立命題」「行為」など）を補充することのできる節を修飾節としてとる。

②修飾節の形態・意味に対する制約は名詞のもつ命題形式の中に示されている。

③命題形式は、修飾節の表す事態・状況などによって補充され、派生命題を形成する。派生命題は、連体修飾構造を含む文全体の解釈の一部をなす。

最後に、上の分析でもたびたびふれた南(1974)の考察と「命題補充の連体修飾構造」とのかかわりについて、簡単に述べておく。南(1974)では、統語的な振る舞いから、従属句を四つの段階に分類している。上の考察においても、南(1974)で提案されているテストを用いて、修飾節がどのような段階に属しているかを検討した。その結果、修飾節の段階と主名詞の関係は、概略次のようになった。

「才能」「考え <sub>1</sub> 」	— A 段階
「事実」	— B 段階
「考え <sub>2</sub> 」	— C 段階
「命令」	— D 段階

南(1974)では、従属句のA段階からD段階というものの意味合いについて、「ことごらの世界から陳述的世界へへの間の段階を示している」(P.133)としている。つまり、ごくおおまかには、ある節の陳述度の高さによる分類であるといえよう。さらに、南(1974)でも「一つの解釈」(P.134)として展開しているように、この四段階というのは、単に陳述度の高低のみをいうものではなく、文の、構造上の成り立ちの段階である、とも考えられる。つまり、述語を中心とした構造が不完全なA、Bなどの段階を経て独立した発話に近いD段階へと発展していき、最終的に完全な文が成立する、と考えるのである。ここで注意すべきなのは、A、B段階の節というのは、そのみでは完全な文、もしくは命題ではないが、何らかの要素が付加されれば、完全な形の文や命題となりうる、ということである。いわば、文の「予備軍」であり、文の核となる部分といえるのである。さて、命題補充の連体修飾構造において、主名詞は、修飾節が表す事態・状況が、名詞的表現ではどのように分類され位置づけられるか、という対応づけ(名詞(句)による節に対するラベリング)を行っていると考えられる。そして、その際、名詞と節との間の橋渡しをしているのが命題形式である。上で示したように、南(1974)の四段階には、それぞれ対応する修飾節を取るような名詞がある。したがって、日本語話者は、文の構造上の核となる—AからDまでの—単位というものを無意識にはあるがとらえている。そしてそれにもとづいて、ラベリングを行っているのだ、と考えられるのである。南(1987)では、AからDまでの段階を、「描叙」「判断」「表出」「はたらきかけ」という用語を用いて説明している。

「すべての述語文の構造は、この四つの段階からなっていると考える。そして、わ

れわれの耳に聞こえ、目に見える形となるのは、第四のはたらきかけ段階であると考える。描叙、判断、表出の三段階の構造はそれぞれわれわれの直接知覚できるものではない。」(P.6)

「直接知覚できない」三つの段階が比較的明示的に現われているのが、「命題補充」の構造なのではないか。また、各段階に相当する修飾節をとる名詞があることから、逆に、この四段階の正当性が裏付けられるのではないだろうか。さらに、上のような、南(1974)の四段階と名詞のペアを、名詞(句)そのものがどの程度 dictum 的なものか、あるいは modus 的なものかという、指標として用いることの可能性も考えられる。

なお、いうまでもなく、すべての命題補充の連体修飾構造における修飾節が南(1974)流の四段階によって clear-cut に分類できるわけではない。個々の名詞の意味特徴により細かい出入りがあると考えられる。したがって、この四段階はあくまでも一つのおおまかな指標にすぎないことを指摘しておきたい。

ところで、ここで扱わなかった問題として、修飾節と主名詞の間の「という」が必須か任意かを定める要因が何かということがある。また、「という」が任意の場合、「という」の有無による意味的差異はどのようなものかといった問題もある。これらの問題については別稿を期したい。

#### <注1>

##### 1) ??米政府が前大統領の出国を阻止しました事実

「という」がはいらなければ「ます」はいくぶん許容度が上がるように感じられる。テレビのニュース番組などの一若干ていねいすぎる一言い回しとしてしばしば用いられるようになったためだろうか。

#### <注2>

次のような例も観察されたい。

##### 2) 黒人が非常に貧しいかもしれない(という)事実を認識すべきだ。

##### 3) 黒人が非常に貧しいにちがいない(という)事実を認識すべきだ。

「～だろう」や意志形と対照的に、「～かもしれない」「～にちがいない」などのモダリティ成分がある場合は、若干不自然ながら、不適格ではない。それぞれ「～蓋然性がある」「～蓋然性が高い」ことが「真である」という読みが可能である。

<注3>

「才能」のとり修飾節に否定の要素は入れるだろうか。次のような例は一見入れることを示しているように思われる。

4) よけいなことは口にしない才能

ただし、この場合「～口にしないでいる才能」のような、否定形ではない述語が読み込まれるのではないかと考えられる。

<注4>

なお、「人を笑わせる才能」全体としては、次のような内容を表すとも考えられるだろう。

5) それによって人を笑わせることができるような才能

このことから、「人を笑わせる才能」自体が内の関係に近いことがわかる。

<注5>

「考え<sub>2</sub>」の場合、評価の副詞が修飾節に入れるようである。

6) あの代議士はうまいことにスキャンダルを適切に処理できるだろうという考えが党内にはある。

<注6>

先に見た「才能がある」も同様に機能動詞結合に近いものとして考えられるかもしれない。

7) 太郎は人を笑わせる才能がある。

8) 太郎は人を笑わせることができる。

先に述べたように、「～才能がある」は、「～ことができる」などの可能形式と同様の内容を表す。「ある」という動詞自身には可能の意味があるとは考えにくい。そこで、「才能」が「<ある行為をすることができる>」などの命題形式を持っており、その命題形式に含まれる可能の意味が「～才能がある」という連語の中で働く、と考えるのである。ただし、可能形式と同等のものであり、機能動詞結合だとしても、特殊なものと考えべきかもしれない。

／参考文献／

奥津敬一郎(1974)『生成日本文法論』大修館書店

- たかはしたろう (1979) 「連体動詞句と名詞のかかわりあいについての序説」  
『言語の研究』 むぎ書房
- 寺村秀夫 (1975～78) 「連体修飾のシンタクスと意味(1)～(4)」  
『日本語・日本文化』 4～7 大阪外国語大学留学生別科
- 南不二男 (1974) 『現代日本語の構造』 大修館書店
- (1987) 「現代語の文法」  
山口明穂 (eds.) 『国文法講座 6 時代と文法—現代語』 明治書院 pp. 1～30
- 村木新次郎 (1980) 「日本語の機能動詞表現をめぐって」  
『研究報告集 2』 国立国語研究所 pp.17～75  
(おおしま・もとお 東京都立大学助手)